

あなたの自動車は排出基準を満たしていますか？

～ディーゼル車の首都圏への乗り入れ規制について～

首都圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）では、ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）による大気汚染対策として、平成15年10月から、一都三県の条例により排出基準を満たさない旧型式のディーゼルトラック・バスなどの運行を禁止しています。この条例は、周辺地域から乗り入れてくる車両を含め、首都圏を運行する全てのディーゼル車に適用されます。

九都県市では、条例に基づく検査や広報活動などを実施しておりますが、未だに条例の排出基準に適合しない車両が首都圏を運行していることが確認されています。

首都圏を運行される際は、あらかじめご確認をお願いします。
排出基準に適合した自動車を利用し、あおい空を守りましょう！

規制の主な内容

粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車は、首都圏で運行が禁止されています。

対象地域	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ地域を除く。）、神奈川県
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
罰則等	50万円以下の罰金

排出基準を満たさないディーゼル車とは

自動車検査証の「型式欄」に次の記号がある車両は、次の地域では運行ができません。なお、条例で指定された粒子状物質減少装置を装着した車両であれば運行が可能です。

①千葉県、神奈川県で運行できない車両

⇒ K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC-、
記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両

②埼玉県、東京都で運行できない車両

⇒ ①に加え、KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、
HB-、HC-、HE-、HF-、HM-

お問い合わせ先（九都県市首脳会議）

埼玉県	環境部大気環境課	電話	048-830-3064
千葉県	環境生活部大気保全課	電話	043-223-3810
東京都	環境局環境改善部自動車環境課	電話	03-5388-3510
神奈川県	環境農政局環境部大気水質課	電話	045-210-4180
横浜市	環境創造局環境保全部大気・音環境課	電話	045-671-3843
川崎市	環境局環境対策部大気環境課	電話	044-200-2531
千葉市	環境局環境保全部環境保全課	電話	043-245-5199
さいたま市	環境局環境共生部環境対策課	電話	048-829-1330
相模原市	環境経済局環境共生部環境保全課	電話	042-769-8241

